明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○予算決算及び会計に係る情報通信の技術の利用に関する対象手続等を定める省令の一部を改正する省令（財務五一）　一

〔告　示〕
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務二〇八）　三
○保安林の指定をする件（農林水産一三八五～一三九一）　四
○保安林の指定を解除する件（同一三九二～一三九九）　五
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一六五～一七〇）　六
○道路に関する件（関東地方整備局二〇一、二〇二）　六
○道路に関する件（北陸地方整備局三八）　六

〔人事異動〕
法務省　最高裁判所　六
〔叙位・叙勲〕　六
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕　七
官庁事項　八
北海道開発局公示（北海道開発局）　八
法　務　八
公証人任免（法務省）　八
〔公　告〕　八
諸事項　八
官庁　八
有権者申出方、登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止、隊員の懲戒処分、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分関係　八
裁判所　八
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
会社その他　八

省令

○財務省令第五十一号

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四十六条の二及び第四十六条の三第一項、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第四十九条の二第一項及び第四十九条の三第一項、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十九条及び第四十条第一項、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）第四十条の二及び第四十条の三第一項、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第四十条の二及び第四十条の三第一項、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項及び第九条第一項、沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第十八条第一項、国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第十六条第一項、決算調整資金に関する法律（昭和五十三年法律第四号）第十条第一項、貨幣回収準備資金に関する法律（平成十四年法律第四十二号）第十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第二十八条第一項、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第四十条第二項並びに株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二十六条第二項の規定に基づき、予算決算及び会計に係る情報通信の技術の利用に関する対象手続等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月十七日　財務大臣　鈴木　俊一

予算決算及び会計に係る情報通信の技術の利用に関する対象手続等を定める省令の一部を改正する省令

予算決算及び会計に係る情報通信の技術の利用に関する対象手続等を定める省令（平成十五年三月三十一日財務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　この省令は、次の第一号から第五号までに掲げる法律の規定により財務大臣が定める書類等又は報告書等の電磁的記録による作成及び電磁的方法による提出並びに第六号に掲げる法律の規定により主務省令で定める書面等（予算決算及び会計に関するものに限る。）の電磁的記録による作成等及び電子情報処理組織による申請等並びに第七号から第十三号までに掲げる法律の規定により財務大臣が定める電磁的記録を定めるものとする。	（電磁的記録により作成し又は作成等する書類等又は書面等の指定） **第一条**　予算決算及び会計に関する書類等又は書面等（以下「書面等」という。）の作成又は作成等（以下「作成等」という。）については、財政法第四十六条の二、会計法第四十九条の二第一項、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十九条、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）第四十条の二及び国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第四十条の二第一項、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項及び第九条第一項、沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第十八条第一項、国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第十六条第一項、決算調整資金に関する法律（昭和五十三年法律第四号）第十条第一項、貨幣回収準備資金に関する法律（平成十四年法律第四十二号）第十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第二十八条第一項、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第四十条第二項並びに株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二十六条第二項の規定に基づき、予算決算及び会計に係る情報通信の技術の利用に関する対象手続等を定める省令（以下「対象手続等省令」という。）は、その標記部分が異なるものは改正後欄に掲げる対象手続等省令を改正後欄に掲げる対象手続等省令として移動し、改正前欄に掲げる対象手続等省令で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象手続等省令で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

一　財政法第四十六条の二及び第四十六条の三第一項
二　会計法第四十九条の二第一項及び第四十九条の三第一項
三　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十九条及び第四十条第一項
四　物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）第四十条の二及び第四十条の三第一項
五　国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第四十条の二及び第四十条の三第一項
六　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項及び第九条第一項
七　沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第十八条第一項
八　国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第十六条第一項
九　決算調整資金に関する法律（昭和五十三年法律第四号）第十条第一項
十　貨幣回収準備資金に関する法律（平成十四年法律第四十二号）第十三条第一項
十一　独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第二十八条第一項
十二　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第四十条第二項
十三　株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二十六条第二項

（電磁的記録による作成又は作成等の方法）

第二条　前条の作成又は作成等（以下「作成等」という。）は、次の各号に掲げる電子情報処理組織を使用して書類等、報告書等又は書面等に記載すべき事項を記録する方法によるものとする。

一　[略]

記録又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第九条第一項に規定する当該書面等に係る電磁的記録により作成等することができる。

［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］

［見出しを加える。］

2　前項に掲げる書面等の作成等に代わる電磁的記録の作成等は、次の各号に掲げる電子情報処理組織を使用して作成等するものとする。

一　[同上]

二　各省各庁又は政府関係機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下本号において同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

2　前条第七号から第十三号までに掲げる法律の規定により財務大臣が定める電磁的記録は、各省各庁又は政府関係機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

3　第一項の規定により電磁的記録で作成等されている場合において、記名押印に代わる会計法第四十九条の二第二項に規定する財務大臣が定める措置又は署名等に代わる情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）又は識別符号（第一項第一号に掲げる電子情報処理組織を用いて作成等を行おうとする者が付与された識別符号をいう。）及び暗証符号（当該作成等を行おうとする者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号をいう。）とする。

（電磁的方法による提出又は申請等の方法）

第三条　第一条の提出又は申請等は、前条第一項の規定により作成等した電磁的記録（電磁的記録媒体及び同条第二項の電磁的記録をもって調製するファイルに情報を記録したものを除く。）を、同条第一項各号に掲げる電子情報処理組織を使用して提出若しくは申請等する方法又は同項の規定により作成等した電磁的記録を記録した電磁的記録媒体により提出する方法によるものとする。

二　行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下本号において同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

3　第一項の電磁的記録の作成等は、前項各号に掲げる電子情報処理組織を使用して当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を記録する方法により行うものとする。

4　第一項の規定により予算決算及び会計に関する書面等が電磁的記録で作成されている場合において、記名押印に代わる会計法第四十九条の二第二項に規定する財務大臣が定める措置又は署名等に代わる情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）又は識別符号及び暗証符号とする。

（電磁的方法による提出又は申請等の方法）

第二条　財政法第四十六条の三第一項、会計法第四十九条の三第一項、国有財産法第四十条第一項、物品管理法第四十条の三第一項、国の債権の管理等に関する法律第四十条の三第一項の規定により電磁的方法により提出することができる場合は、前条の規定により作成された電磁的記録を前条第二項各号に掲げる電子情報処理組織を使用して提出する方法又は前条第二項各号に掲げる電子情報処理組織を使用して作成された磁気テープ、光磁気ディスク又は光ディスクにより提出する方法により行う場合とする。

［項を削る。］

［条を削る。］

2　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）、特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）、国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）、決算調整資金に関する法律（昭和五十三年法律第四号）、貨幣回収準備資金に関する法律（平成十四年法律第四十二号）、沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）及びこれらに基づく命令に対して適用される情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により電磁的方法により申請等をすることができる場合（次条に掲げる場合を除く。）は、前条の規定により作成された電磁的記録を前条第二項各号に掲げる電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合とする。 （財務諸表等に記載すべき事項を記録した電磁的記録） **第三条**　沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律第十八条第一項及び第十九条（第三項を除く。）から第二十一条まで、決算調整資金に関する法律（昭和五十三年法律第四号）第十条、貨幣回収準備資金に関する法律（平成十四年法律第四十二号）第十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法第二十八条第一項及び第三十条（第四項を除く。）、株式会社日本政策金融公庫法第四十条第二項及び第四十四条（第三項を除く。）から第四十六条まで並びに株式会社国際協力銀行法第二十六条第二項及び第二十七条（第三項を除く。）から第二十九条までに規定する財務大臣が定める電子計算機による情報処理の用に供されるものは、光磁気ディスク又は光ディスクとする。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。